

「県と市町村のジェンダーに関する施策の研究会」について (中間報告)

令和5年5月25日

県民文化部

第5回研究会における取りまとめ

長野県パートナーシップ届出制度への対応について

1 長野県パートナーシップ届出制度に対応して市町村が共通して提供に向けて取り組む行政サービス等を次のとおりとし、各市町村において速やかに提供するよう努める。

- ① 市町村営住宅への入居申込み
- ② パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み
- ③ 公立病院における対応
- ④ 罹災証明の代理申請
- ⑤ 保育所・学童保育所への送迎
- ⑥ 救急搬送証明等の代理申請
- ⑦ 職員の福利厚生等（宿舎、休暇・給与、互助給付等）

（各行政サービス等の詳細は別紙のとおり）

※ 県は、制度施行（令和5年8月1日）以降、定期的に市町村の提供状況を把握し、取りまとめて公表する。

2 県と市町村は長野県パートナーシップ届出制度に対応する行政サービス等を提供するに当たり、住民、事業者及び職員が同制度や性の多様性への理解を深めるための周知、啓発等に取り組む。

また、県は市町村の周知、啓発等の取組を支援する。

(別 紙)

長野県パートナーシップ届出制度に対応して
市町村が共通して提供する行政サービス等

① 市町村営住宅への入居申込み

市町村営住宅への入居について、届出受領証を持つパートナー同士で申し込むことを認める。

② パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み

当事者が希望する場合に、親権者と共にパートナーの氏名も申込者として記載して、子どもの保育施設へ入所を申し込むことを認める。(入所申込者を親権者たる保護者1名としている場合は取扱いの変更は不要)

③ 公立病院における対応

届出受領証を患者の関係者であるか疑義がある場合の証明手段とし、パートナーによる緊急の治療への同意等を認める。

④ 罹災証明の代理申請

罹災証明の代理申請において、夫婦や家族から申請する際に委任状(代理人選任届)の省略を認めている場合には、パートナーからの申請についても委任状の省略を認める。

⑤ 保育所・学童保育所への送迎

保育所・学童保育所への送迎において、夫婦・家族同様にパートナーによる送迎を受け入れる。

⑥ 救急搬送証明等の代理申請

救急搬送証明(救急出場証明)の代理申請及び消防が発行する罹災証明(被災証明)の代理申請において、夫婦や家族から申請する際に委任状(代理人選任届)の省略を認めている場合には、パートナーからの申請についても委任状の省略を認める。

⑦ 職員の福利厚生等

職員宿舎への入居、職員の休暇・給与(例:結婚休暇、忌引、介護休暇、扶養手当、単身赴任手当)、職員に対する互助給付(例:結婚祝金、出産等祝金、入学・卒業祝金、銀婚祝金、死亡弔慰金)等の全部又は一部について、パートナー間に係る取扱いを認める。

(参考) 研究会の概要及び実施状況

1 概要

(1) 目的

時代の変遷に伴い家族の姿や人々のライフスタイルが多様化する中、誰一人取り残さない社会を実現するため、県と市町村が性的マイノリティを含むジェンダーに関する現状と課題を共有し、必要な施策について研究する。

(2) 研究事項

- ① 男女共同参画と性的マイノリティに関する現状と課題の共有
- ② ジェンダーギャップの解消、生き方の変化・多様化に向けた施策の研究
- ③ 同性パートナーシップ制度を含む性的マイノリティ支援施策の研究

(3) 構成員等

ア 構成市町村

岡谷市、伊那市、大町市、飯山市、佐久市、東御市
軽井沢町、長和町、豊丘村、生坂村、松川村、山ノ内町、野沢温泉村

イ オブザーバー

長野県市長会及び長野県町村会の事務局次長
研究事項に関心のある市町村

2 実施状況

| | 会議事項 |
|-----------------------|--|
| 第1回 令和4年 (7.8) | <ul style="list-style-type: none">○ 研究会開催の趣旨及び研究事項等について○ 男女共同参画・ジェンダーに関する現状と課題について○ 性的マイノリティの置かれている現状と課題及び同性パートナーシップ制度について |
| 第2回 (9.14) | <ul style="list-style-type: none">○ 性的マイノリティの生きづらさ・行政に望む支援策等について 講演 講師 杉山 文野 氏 演題 「はじめてのLGBTQ ～性の多様性と人権～」○ 男女共同参画に資する取組等に関する調査について |
| 第3回 (10.18) | <ul style="list-style-type: none">○ 県の同性パートナーシップ制度骨子素案（たたき台）について○ 県と市町村の制度導入の進め方及び県の制度に対応した支援施策の実施について○ 男女共同参画に資する取組等に関する調査の結果について |
| 第4回 (12.23) | <ul style="list-style-type: none">○ 松本市パートナーシップ宣誓制度と関連事業について○ 同性パートナーシップ制度骨子素案について○ 県の制度に対応した支援施策の実施について○ 地域における男女共同参画の推進について |
| 第5回 令和5年 (5.16) | <ul style="list-style-type: none">○ 長野県パートナーシップ届出制度及び同制度に係る周知、啓発等について○ 長野県パートナーシップ届出制度に対応して市町村が提供する行政サービス等について○ 職場における女性活躍の推進について |

長野県パートナーシップ届出制度について

県民文化部

標記制度について、令和5年4月20日に実施要綱を制定しました。

1 制度の趣旨

- 誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指す。

2 制度の基本設計

- 性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出
- 県は、届出があったことを証明（戸籍や住民票の記載が変わることはない。）
- 利用対象者は、少なくとも一方が性的マイノリティである2人であること

3 届出対象者の要件

- 双方が成年であること
- 双方がともに婚姻をしていないこと
- 双方がほかの者とパートナーシップ関係にないこと
- 双方が民法により婚姻をできない関係にないこと（直系血族や三親等内の傍系血族、直系姻族又は養親子等の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。）
- 少なくとも一方が県内に住所を有すること又は県内への転入を予定していること

4 届出の方法等

(1) 届出の方法

- 届出書等の必要書類を県（県民文化部人権・男女共同参画課）へ提出
- プライバシー確保に配慮し、電子申請、郵送、Web会議システムを利用

(2) 届出受領証等の交付

- 県は届出が要件を満たしていると認めるとき、届出受領証等を交付
- 届出受領証等に子（パートナーいずれかの実子・養子）の氏名等を記載可能

5 制度に対応する行政サービスの提供等

- 県は制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供
- 県内市町村のパートナーシップ制度に基づき交付された受領証等は、県の届出受領証等とみなして県の行政サービスを提供

6 施行期日

- 令和5年8月1日から施行（届出受領証等を交付開始）。なお、7月10日から届出可能

〔参考資料2〕

長野県パートナーシップ届出制度に対応して市町村が提供する行政サービス等について（調査結果）

県民文化部

1 調査の概要

調査期間 令和5年4月14日から26日まで

調査目的 「長野県パートナーシップ届出制度」に対応して市町村が提供する行政サービス等について、1月の照会への回答結果を踏まえ、改めて照会したもの

回答状況 回答率100%

2 調査結果

| 調査項目 (項目3及び9は別途調査、結果を表外に記載) | 提供可能 | 対応未定 | 提供不可 | 該当なし | 合計 |
|--|------|------|------|------|----|
| 1 市町村営住宅への入居申込み 市町村営住宅への入居について、届出受領証を持つパートナー同士で申し込むことを認める。(該当なし:市町村営住宅がない) | 66 | 9 | 0 | 2 | 77 |
| 2 パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み 当事者が希望する場合に、親権者と共にパートナーの氏名も申込者として記載して、子どもの保育施設へ入所を申し込むことを認める。(該当なし:親権者又は保護者1名のみで申込み) | 58 | 7 | 0 | 12 | 77 |
| 4 罹災証明の代理申請 罹災証明の代理申請において、夫婦や家族から申請する際に委任状(代理人選任届)の省略を認めている場合には、パートナーからの申請についても委任状の省略を認める。(該当なし:代理人が誰であれ委任状の省略不可) | 60 | 7 | 0 | 10 | 77 |
| 5 保育所・学童保育所への送迎 保育所・学童保育所への送迎において、夫婦・家族同様にパートナーによる送迎を受け入れる。 | 71 | 6 | 0 | 0 | 77 |
| 6 職員宿舎への入居 職員宿舎への入居について、パートナーと共に入居することを認める。(該当なし:職員宿舎がない) | 3 | 1 | 0 | 73 | 77 |
| 7 職員の休暇・給与等 職員の休暇・給与等(例えば、結婚休暇、忌引、介護休暇、扶養手当、単身赴任手当等の全部又は一部)について、パートナー間に係る取扱いを認める。 | 60 | 17 | 0 | 0 | 77 |
| 8 職員に対する互助給付 職員に対する互助給付(例えば、結婚祝金、出産等祝金、入学・卒業祝金、銀婚祝金、死亡弔慰金等の全部又は一部)について、パートナー間に係る取扱いを認める。(対応未定:長野県市町村職員互助会「56」を含む、該当なし:職員互助会がない) | 17 | 59 | 0 | 1 | 77 |

3 別途調査の結果

(1) 公立病院における対応（項目3）

届出受領証を患者の関係者であるか疑義がある場合の証明手段とし、パートナーによる緊急の治療への同意等を認める。

全 17 病院のうち

| | |
|--------|-------------------|
| 対応可能 | 13 病院 |
| 対応未定 | 3 病院 |
| 対応予定なし | 1 病院（閉院を控えた状況のため） |

(2) 救急搬送証明等の代理申請（項目9）

救急搬送証明（救急出場証明）の代理申請及び消防が発行する罹災証明（被災証明）の代理申請において、夫婦や家族から申請する際に委任状（代理人選任届）の省略を認めている場合には、パートナーからの申請についても委任状の省略を認める。

全 13 消防本部（局）のうち

| | |
|----------------|-----------|
| 対応可能 | 9 消防本部（局） |
| 誰であっても委任状の省略不可 | 4 消防本部（局） |

長野県パートナーシップ届出制度に対応する県の行政サービス等一覧（予定）

県民文化部

1 届出受領証等の提示が必要な行政サービス

- 県営住宅への入居申込み★

（★長野市、松本市又は駒ヶ根市の宣誓制度を利用している方は、既に利用できるもの。以下同じ。）

2 届出受領証等を行政サービス等の利用に係る証明手段とし得るもの

（他の手段で証明することも可能）

- 県立医療機関★（県立病院・県立リハビリテーションセンター）における面会、緊急の治療への同意
- 県税に係る納税証明書の代理申請
- 犯罪被害者等の遺族見舞金の給付申請

【参考】

1 パートナーとの生活において利用可能な主な行政サービス等

- 利用に際し「パートナーシップ関係」にあることを確認されることはないもの

| 該当する行政サービス | 主な利用要件等 |
|--------------------|--|
| 自動車税の身体障がい者等に対する減免 | 障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等 |
| ながの子育て家庭優待パスポート事業 | 対象となる子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）と同居していること等 |
| 養育里親登録 | 養育者の補助者として養育に関わることができる成人の同居親族等であること等 |
| DV相談 | 生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けたこと |
| 生活保護制度 | 同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等 |
| 住居確保給付金事業 | 同一の世帯に居住し、生計を一にする者であること。収入や資産、求職活動等の支給要件を満たすこと等 |
| 特定不妊治療 | 生物学的に男女のカップルであること等の要件を満たせば利用可能な場合あり |
| 心身障害者扶養共済制度 | 障がいのある方を現に扶養している親族等であること等（掛け金の支払いが必要） |

- 利用に際して二人の氏名と関係（「新婚夫婦」又は「結婚等を予定しているカップル」から選択）を申請するもの

| 該当する行政サービス | 主な利用要件等 |
|----------------|------------------------------------|
| ながの結婚応援パスポート事業 | 1年以内に長野県パートナーシップ届出制度への届出を予定していること等 |

2 職員の福利厚生等（雇用主としての取組）

- 該当する職員の宿舍への入居★、休暇、手当、互助給付等について対応する。